

## 屋外広告物指導員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

## 1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 屋外広告物指導員（会計年度任用職員・パートタイム）
- (2) 募集人数 1人

## 2 勤務場所

守山市役所都市計画・交通政策課（守山市吉身二丁目5番22号）  
転勤の可能性：なし

## 3 業務内容

景観条例に基づく審査・届出受付に関する業務、屋外広告物に関する審査・申請および許可に関する業務、そのほか所属長の指示する業務  
変更範囲：変更なし

## 4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人  
屋外広告物関連業務、景観関連業務、都市計画関連業務、またはこれに類する業務の経験がある人

## 5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年）  
（任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり）
- (2) 勤務日数・時間 週4日 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 報酬・手当 月額166,566円※1年目の報酬額  
賞与（期末手当+勤勉手当）  
1年目：3.0225月分 2年目以降：4.65月分（予定）  
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。  
※給料等は、今後の制度改正に伴い変更となる可能性があります。  
費用弁償
- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始  
年次有給休暇、夏季休暇、忌引き ほか
- (5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険
- (6) 通勤手当 マイカー通勤で駐車場を利用される場合、駐車場についてはご自

身で手配していただきます。(駐車場の利用に対する補助制度創設の予定あり。)

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月(毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象)

7 服務 地方公務員法が適用されます(業務上知り得たことについての守秘義務等)

8 試験日程等

(1) 試験: 作文、面接試験

(2) 日時: 応募があり次第随時実施

(3) 場所: 守山市役所 本庁舎

(4) 当日持参書類: 履歴書(写真貼付)

(5) 採用の決定: 試験日から10日程度で文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・都市計画・交通政策課へ電話または直接申し込み
- ・公共職業安定所に申し込み。(交付された紹介状を試験日当日に持参)

10 申込期間

市役所開庁日の執務時間中(平日の午前9時から午後4時45分まで)

11 問い合わせ

都市計画・交通政策課 電話 582-1132 FAX077-582-6947

メール [toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp)